

気象警報が発表された場合の対応

お子様の学校園のある区に警報が発表された場合、神戸市では以下の内容に基づいて対応しております。（園区・校区が複数の区にまたがる場合は、いずれかの区に警報が発表されている場合の対応となります。）

①前日に臨時休業を決定する場合

- ・大規模な台風の接近に伴い、翌日に神戸市全域に気象警報の発表が予想され、子供たちに危険が及ぶと判断される場合は、前日に全校一斉に終日臨時休業することを決定し、お知らせします。

②登校前に警報が発表されている場合

- ・午前7時に発表されている場合、いったん自宅で待機とし、午前10時に警報が継続している場合は、臨時休業とすることを基本としています。
※校区の広さや立地により同時刻での判断が難しい学校については、学校で判断時刻を定めています。
- ・一方で、できる限り学習機会を提供できるよう、子供たちの安全が確保される状況において、「中学校区に土砂災害警戒区域を校区に含まない小・中学校」は、午前7時または10時の時点（同時刻での判断が難しい学校については、学校の定めた時刻）で大雨が降っておらず、今後も大雨が降る予報がない場合（※参考値：1時間の降水量が3mm未満）、かつ「大雨警報（土砂災害）」のみ発表されている状況においては、学校長の判断で授業を実施します。

※授業実施の対象となる学校、およびイメージ図を次ページに掲載

	土砂災害警戒区域	その他の区域
大雨(土砂災害)	臨時休業	授業を実施
大雨(浸水害)	臨時休業	臨時休業

③登校後(授業中)に警報が発表された場合

- ・子供たちの安全を確保しながら、学校待機とし、基本的に教育活動を継続します。
- ・ただし、下校時刻でのさらなる天候の悪化が見込まれる場合などは、保護者の皆様にも周知しながら、状況に応じた対応を行います。

※②③については小・中・義務教育学校での基本的な対応です。幼稚園・高等学校・特別支援学校の対応については、各学校園からプリントやホームページ等でご確認ください。

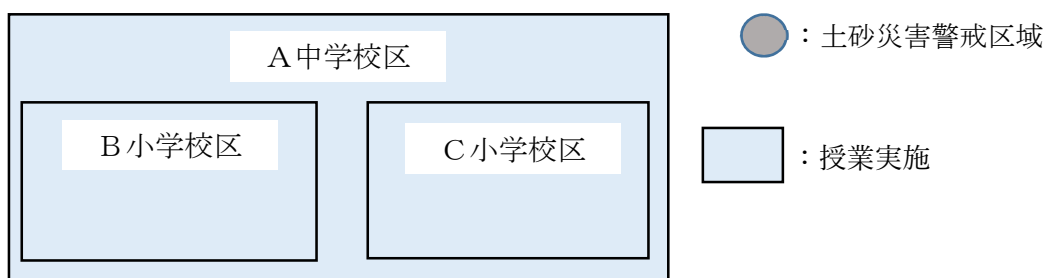
②-(2)登校前に警報が発表されている場合

1. 見直しの対象となる学校（小学校：27校 中学校：14校）

	区	小学校	校数	中学校	校数
1	東灘	東灘小・本庄小・六甲アイランド小 向洋小・福池小・魚崎小	6	本庄中・向洋中・魚崎中	3
2	灘	成徳小・灘小・西郷小・灘の浜小	4	烏帽子中	1
3	中央	港島（前）・なぎさ小・湊小	3	港島（後）・渚中	2
4	兵庫	水木小・兵庫大開小・浜山小・和田岬小 明親小	5	吉田中・兵庫中・須佐野中	3
5	北		0		0
6	長田	御蔵小・真野小・駒ヶ林小・真陽小 長田南小	5	長田中・駒ヶ林中	2
7	須磨	だいち小	1	太田中	1
8	垂水		0		0
9	西	美賀多台小・竹の台小・岩岡小	3	西神中・岩岡中	2
		合計	27		14

2. イメージ図

(1) 授業実施の対象となる学校のイメージ図



中学校区に土砂災害警戒区域がないため、授業実施。

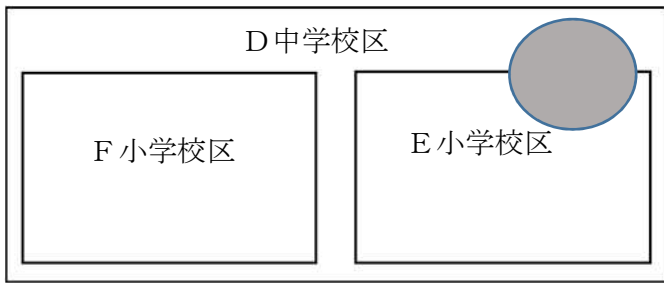
※ただし、次のような立地の小学校（下図：J小学校）も授業実施の対象とする。

（福池小・成徳小・灘小・灘の浜小・湊小の5小学校）



H中学校区は土砂災害警戒区域を含まないため、H中学校・K小学校は授業を実施。J小学校はG中学校と校区をまたぐが、土砂災害区域を含まないため、授業実施。G中学校・I小学校は臨時休業。

(2) 中学校区に土砂災害警戒区域を含むため臨時休業となる学校のイメージ図



D 中学校区に土砂災害警戒区域を含むため、F 小学校も臨時休業となる。

※学校園の対応については、可能な限り「すぐーる（ツムギノ）」やHP等を通して、保護者の方へお伝えいたします。